

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100



始





# 法隆寺大鏡第卅四集挿圖解説

## 第一、第九、食堂 攝四天王立像

持國天高三尺二寸四分 正背面 增長天高三尺三寸八分 正背面  
廣目天高三尺三寸 正背面 多聞天高三尺五寸七分 正背面  
寶蓋各徑約一尺七寸高一寸六分

天平年間の流記資財帳等に攝と稱し、普通には塑又は埴と呼び做せる一種の造像法は、之を支那より傳へたること明かなれども、それが果して彼地にありて何の時代に創造せられたるかは文獻の微證すべきものなし。只之を今日に遺存する實物に就きて精細に考察すれば、之を唐初の創技と見ざるべからず。我那佛教彫刻の歴史を案ずるに、飛鳥時代の彫刻は支那六朝末の影響を蒙りたるものにして、其今日に殘存する者の大多數は金銅佛なり、こは六朝の彫刻が職として金銅佛及び石佛に重きを置きしに由るものなり。而して我が造品中に石佛の存在せざるは一奇なるの觀あれども、こは彫刻に適當なる石材の我が缺乏せしによるべきが如し。次の時代即ち普通に奈良時代前期と稱する天智帝の御代頃より元明帝の御代の前後頃迄の時代の彫刻は支那初唐の影響を蒙りたるものにして、著しく様式手法等に變化を來し、且鑄造技術は愈精妙を極めて、世界に誇るべき藥師寺の三尊の如き傑作を遺すに至れりと雖も、其數は漸く減退するの傾向を示したり。而して茲に埴土の技術興りて盛んに埴即ち埴像を造り、時代の特技として本邦彫刻界に一異彩を放つに至れり。更に降りて奈良時代若くは其後期に入りては、支那盛唐の藝風に葵傾して鑄造の法、埴土の術共に愈精巧を極め特に木彫の技に至りては一層その

其妙域に達し、前代後世ともに比類を絶するの觀ありき。而して又此時代には夾紵即ち普通に乾漆と稱する新造像法現はれて幾多の名作を遺し、是れ亦時代の特技と稱せらるゝに至れり。之を要するに泥塑の造像法は支那唐初の創技なるべく、又之を我那に傳へたるは實に奈良時代前期にして前の時代の鑄造と後の時代の夾紵及び木彫とに對して之を此時代の特色と謂はんと欲す。抑も埴は其材料の性質より論ずればこれが永保に懸念ありとせらるゝものなれども、造像の技能を發揮するには實に最好の方法にして、肉の豐瘦に對しては加減自在を得べく、線の直曲亦意の儘に按排し得べし。されば作家一度これに成功せば以て銅に移すべく、以て木に寫すべく、又以て夾紵を製すべかりしや論なきが故に、これが當代一般の彫刻に影響せる効果の如何に大なりしかは蓋し想像するに難からざるなり。宜べなるかな、此技術の始めて我那に傳はるやその修習熟練の進歩に伴ひて各種の彫刻に目覺しき發達を促し、鑄造、木彫、夾紵等の幾多世界に誇示すべき名作は簞々として南都の諸伽藍を飾るに至れり。本集收むる所の攝四天王立像は、其の都合ありて多は食堂の尊像なり。本尊は藥師如來倚像にして其左右に梵天王、旁釋天主列び立てり。皆おなじく埴なり。今之を度拜するに國土護持の東方天王、威德善根悉皆增長の南方天王、種々語言を作る其目の廣大なる西方天王、及び福德の名四方に開ゆる北方天王の威容は寫し得て其の遺像なし。天部神將の埴には他にも名作夥しとせず、東大寺戒壇院の四天王、同寺三月堂の執金剛神、および新藥師寺の十二神將は其の尤なる者なり、孰れも奈良時代の製作にかゝり、世に聞えたる傑作にして、



技巧の精彩寫生の妙趣固より稱美に値するものなりと雖も、聊か姿勢の誇張に過ぎたる所ありて、この四天の崇高健剛なるに及ばざるものあるに似たり。若し夫れ之が製作の年代を索めれば法隆寺伽藍本尊靈寶目錄の食堂の項には本尊樂師如來、四天王、各天竺漢土日本本土を以て鳥佛師作なりと記し、別に又寺傳ありて羅我馬子作と稱すれども、これに飛鳥時代の様式手法の存せざるは固より論外にして、深く考察するの要なく、唯此傳來によりてこの像が如何に往古より重要視せられしかを見るを以て是れりとすべし。然れども之を戒壇院の四天王に比すれば様式手法共に簡潔にして、一段の古調を存し、姿態に誇張の弊なく、神氣充實し、風平瀟としてあたりを拂ふの概あるなど亦天平の作風に同じからざる所あり。全体に濃厚なる色彩を傳け諸種の文様を施したる様は三月堂の純金剛に似たれども、稍闊渾厚の趣ありて、彼れが如き鮮麗輕妙の致なく、且つ其本製の岩臺は一見三月堂の夾紵四天王の岩臺に類すれども彼れが如く寫生的ならずして寧ろ金堂の木彫四天王の岩臺の倣を存す。案ふにこは五重塔肆面具の群像と略々製作年代を同じうするものにして、崇美雄渾を特色とする奈良時代前期の貴き遺品と見ざるべからず。試に之を次に出せる乾闥婆王と相照らし見るも、紋様彫刻等手法等に一致の點少からず。仔細に之を鑑賞せば蓋し思ひ半ばに過ぐるものあらん。

第十、第十一、五重塔攝乾闥婆王坐像  
及侍者坐像  
乾闥婆王高一尺三寸二分 侍者高一尺一寸

五重塔肆面具群像中に名作多きは既に掲載を經たり。本集收むる所の此二侍者も亦其名作中のものなり。無名の侍者の四面具中何れの群像に屬するものなるかは之を詳かにせずと雖も、乾闥婆王は法數に梵語乾闥婆此言香陰即身也、不噉酒肉唯香寶陰故名香陰、是帝釋天主樂神、在須彌山南金剛窟住、天主欲作樂時上天也とあれば塔本北方涅槃像土中の一侍者なるべし。その姿態の崇美なる、表情の生氣ある、衣紋褶襞の寫生的なる、傳彩の溫雅なる等一々殊勝ならぬは無く、實に背像として上乘の作と謂ふべし。而してこれが和銅四年の製作にかゝること天平の流記に明徴あるを思はゞ誰か千二百餘歳のいにしへに斯の如き神妙なる造像技能の存在せるに感歎せざるものあらんや。況んや亦此垣土の法の恰も此時代に當りて我邦に傳はりし最新藝術なるにかゝはらず、其進歩の蹟のしかく顯著なるものありしを想ふに於てをや。當代に於ける此種の遺作が類を盡くして悉く吾が法隆寺に歸存するの事實に至りては更に益驚歎を禁ずる能はざる所なり。

第十二、第十九、法隆寺文書  
下卷は二種の文書より成る、一は延久六年二月十三日平群郡宇古麻田の地の賣券にして、僧長深が先祖相傳の作手田なりしを、絹肆拾伍疋の値にて、僧澄千に譲渡せるものなり。奥に法隆寺の所司たる上座寺主都維那師等五人の連署ありて、賣渡の事實を證し、觸寺倉印を加へたり。二は法隆寺に於て毎年上宮太子の聖靈會を修するに當り、左右兩座の樂人に供する酒飯饗應の料、饒かならざるを以て、樂人等精勤事に應まざるを遺憾とし、寺僧林覺澄千等古麻田の地三













石室山天國持攝堂食

一、像立天國持攝堂食





東京国立博物館蔵

空皇持國大像





東京博物館藏

東京博物館藏 寶空增長天立像





佛立天長增攝 尊食





法華經





天目

天目

天目堂 天目立像





天目廣福堂

天目廣福堂 立像





石造天目廣佛坐像

石造天目廣佛坐像





五陽五

五陽五 五陽五 五陽五 五陽五





五號陶女像及陶女像

五號陶女像及陶女像



下 昌使可

丁酉除日運使名昌

右件昌移化之疑明是仍係

所察管物方丁酉除日可作一

庚子年十二月廿九

三

昌使可



任其...  
白

法隆寺僧等解 申請 政可 裁事

請被殊家 具裁裁无聖靈會左右樂人廿餘人三面度利酒元田三段也

在上宮玉院所領手群群八条八里十坪梅路北割三段 字古麻田

右謹檢事情伴樂人新酒元田折申元有本无飲酒張會前日中  
一度也殘落三會日夕并其晚朝三介度有温飲無折酒但  
本酒先田者三段也折所用者八十人色衆十人可司廿餘人在右  
樂人并百廿餘人先田張會前之上僅一度各可令感不之





不可稱計爰彼樂人寺懷禁緣較疎略目茲林覺先師溘年  
去所以百麻田三畝地利彼樂人偏新可寄之由雖對舍仁不  
遂素懷則去已了可以者非本寺長史院家可領進退左右坡  
不祇如我竟申請但於所住者捕院家與淨佛事會日嚴重  
此持寺家眾寺不申請彼所免者期何特裁印情 具裁任中伏  
令裁免給者特下聖靈嚴嚴茲奉祈 所贊弄美仍注在伏祈



天治元年十二月十八日維那法行長覺

僧惠

僧良











謹

中書員外郎相傳領掌作手田事

命參叟

在平群

八余八里十坪橋路北

字古麻田

石洋口僧長深先祖相傳作手也而依有要用限直

消歸拾伍正所与馬員永年作手僧澄于如件仍

石洋口僧長深



注故卷文以解

延久六年正月十三日五師

仲田清實

可也

孫孫

孫孫

孫孫





四 卷下書文古解法



大正五年五月廿六日印刷  
大正五年五月三十日發行

大和國法隆寺藏版  
東京美術學校編輯

發行者 白石村治  
東京市下谷區上根岸町百廿二番地

印刷者 武田勝之助  
東京市下谷區中根岸町六十八番地

發行所 墨彩堂  
東京市下谷區中根岸町六十八番地



終

